

# 第 1 回

## 札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会

### 議 事 録

日 時 : 平成 2 1 年 7 月 3 日 ( 金 ) 午前 1 0 時 3 0 分開会  
場 所 : 札幌市役所 1 8 階 第 4 常任委員会会議室

## 1. 開 会

事務局（高森部長） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第1回札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当委員会の事務局を担当いたします市民まちづくり局市民生活部の高森と申します。本来であれば、会議の進行は委員長に務めていただくこととなりますが、今回は初めての委員会で委員長の選任がなされておられませんので、委員長の選任までの間、進行役を務めさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

それから、貝澤委員からは少し遅れるというご連絡をいただいておりますので、ご承知おきをいただければと思います。

それでは、これから座って進行させていただきたいと思っております。

まず、委嘱状でございますが、まことに恐縮ながら、本日、お席に委嘱状をそれぞれ置かせていただいております。ご確認をいただければと思います。

それから、本日の資料でございますが、会議の資料として次第と資料1から4まで、参考資料として参考資料1から3までございまして、全部で資料が7種類と次第をお配りしておりますので、ご確認をいただければと思います。

資料に不足等はございませんでしょうか。

## 2. 市民まちづくり局長あいさつ

事務局（高森部長） それでは、議事に入ります前に、札幌市市民まちづくり局長の若林から皆様にごあいさつをさせていただきたいと存じます。

若林市民まちづくり局長 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介のありました札幌市市民まちづくり局長の若林でございます。

皆様には、大変お忙しい中、この検討委員会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

私たちが暮らしております札幌には、アイヌ民族の方々があるか昔から独自の文化を形成し、先住されてきました。そして、我が国が近代化する過程でアイヌ民族の方々が苦難の歴史を歩まれてきた事実を厳粛に受けとめなければならないというふうに考えております。

札幌市では、平成15年にアイヌ文化交流センター、愛称サッポロピリカコタンを開設しまして、アイヌ民族の伝統的な生活様式や文化等を広く市民に紹介することにより、アイヌ伝統文化の保存、継承、振興を図り、市民との相互理解を深める事業などを実施してきたところであります。

ご承知のように、一昨年には先住民族の権利に関する国際連合宣言が採択され、昨年は

国会の衆参両院の本会議において、アイヌを先住民族とすることを求める決議が全会一致で可決をされたところでございます。

さらに、内閣官房長官の私的諮問機関として、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が設置されまして、間もなく、同懇談会から国に対して報告書が提出されることになっております。

このような内外の状況の中で札幌市におきましてもアイヌ民族の方々が先住民族であるという認識のもとに、アイヌ施策のあり方を総合的に検討してまいりたいと考えております。アイヌ民族の誇りが尊重されるまちづくりを実現するために札幌市としてどのような施策を推進していくことが適当であるのか、適切であるのかご検討いただき、よりよい計画を策定したいと考えておりますので、委員の皆様のご活発なご議論をお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきますと思います。

どうかよろしくお願い申し上げます。

### 3. 委員紹介

事務局（高森部長） それでは、本日は第1回目の会議でございますので、各委員の皆様方に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

ご発言の際は、恐れ入りますが、お近くのマイクを持ってお話をさせていただければと思います。

お配りしている委員名簿の順に従いまして、阿部委員から「あいうえお」順でお願いしたいと存じます。

阿部委員 おはようございます。

北海道アイヌ協会札幌支部長の阿部と申します。

このような機会を設けてくださった札幌市と、これからお世話になる委員の皆さんに心から感謝を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

江本委員 人権擁護委員の江本と申します。弁護士をやっております。

皆さんとともに一生懸命知恵を出し合いながら検討を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

貝澤委員 アイヌ協会札幌支部の事務局長を務めております貝澤文俊です。よろしく願いいたします。

堺委員 東区から参りました普通の主婦です。よろしく願いいたします。

佐々木委員 私は、札幌生まれの札幌育ちの札幌市民です。短い間でしたが、非常勤職員としてアイヌ文化交流センターに3年間に務めておりました。そして、北海道アイヌ協会の会員でもあります。それぞれの立場を理解しながら、思いやりのある意見を述べていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

島崎委員 私は、北海道アイヌ協会札幌支部の副支部長をやらせていただいております島崎直美と申します。きょうはよろしく願いいたします。

高田委員 札幌商工会議所の高田と申します。

多分、私はメンバーの中で一番状況がわからないで参加させていただいていると思います。勉強しながら委員として参加したいと思しますので、よろしく願いいたします。

常本委員 北海道大学法学部の常本でございます。よろしく願いいたします。

本田委員 札幌大学文化学部長の本田と申します。

お手元に来年度、うちの大学で始めることになりましたウレシパ・プロジェクトと言いまして、アイヌの学生さんたちを6名、奨学生として受け入れるというプロジェクトを立ち上げましたので、その資料をお配りさせていただきました。ご一読いただきまして、ぜひともご支援いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

吉川委員 吉川と申します。小学校の教員をしております。

小学校でも好きな教科がありまして、私は社会科をずっとやってきました。主に4年生と6年生の社会科でアイヌの方たちの暮らしや文化を学びます。きっと、私たち小学校でももっとできることがあるのではないかという思いを持っております。いろいろなお話し合いの中で勉強させていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

事務局（高森部長） どうもありがとうございました。

次に、事務局の職員を紹介させていただきたいと存じます。

私は、改めまして、市民生活部長の高森でございます。よろしく願いいたします。

事務局（加藤課長） アイヌ施策課長の加藤と申します。よろしくお願い致します。

事務局（高森部長） このほか、後ろの方に係長、担当者が座っておりますので、ご紹介させていただきます。

事務局を担当いたします綿貫係長、それから近江谷でございます。

それから、アイヌ文化交流センターの管理運営を担当しております田中係長、そして服部でございます。

アイヌ施策課は、加藤課長以下、この5人で交流センターの管理運営と本庁のいろいろな業務を行っております。

それから、大変恐縮でございますが、市民まちづくり局長は、この後、別の会議など公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

若林市民まちづくり局長 申しわけございませんけれども、よろしく願いいたします。

〔市民まちづくり局長退席〕

#### 4. 議 事

事務局（高森部長） それでは、次に、会議の運営につきまして、私の方から簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。

この会議での検討項目でございますけれども、資料2の委員会設置要綱の第1条で、「アイヌ民族の伝統文化の保存・継承・振興を図るとともに、アイヌ民族の歴史・文化・自然

観への市民理解を推進し、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちづくり施策について検討する」ということで設置をすると規定されておりますので、これがこの委員会での検討項目といたしますか、テーマになるかと思えます。

それから、委員会の会議につきましては、公開ということでとり行なうことにいたしたいと思えます。したがって、委員名簿や、発言者のお名前と発言内容などを記載した議事録を作成しまして、また、配付資料につきましてもあわせて札幌市のホームページで公開することになりますので、あらかじめご了解をいただきたいと思えます。札幌市の審議会なり、こういった各種施策の審議を行う検討委員会などにつきましては、同様の取り扱いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ただいままでの会議の運営につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

事務局(高森部長) それでは、委員長を選出していただきたいと存じます。

委員長の選出について、ご意見はございますでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員 現在、国で有識者懇談会が行われておりますが、その委員もなされております常本委員に、大変お忙しいところを恐縮ではございますけれども、委員長をお引き受けいただきたいと、そのようにお願ひいたします。

事務局(高森部長) 今、常本委員に委員長をということで阿部委員から発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

事務局(高森部長) それでは、ご異議がないようでありますので、常本委員に委員長をお願ひしたいと存じます。

恐縮ですが、常本委員長におかれましては、委員長席にお移りいただきたいと存じます。

[委員長は所定の席に着く]

事務局(高森部長) それでは、この後の議事につきましては、常本委員長に引き継ぎをさせていただきますので、委員長、よろしくお願ひを申し上げます。

常本委員長 ただいま、委員長を仰せつかりました常本でございます。

まことに非力ではございますけれども、皆様の力をお借りして何とか進行役を務めさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと存じます。

お手元にある資料等に沿って、議事次第に沿って進めてまいりたいと思えます。

まず最初に、議事(2)、アイヌ民族に関するこれまでの施策について、資料の説明をお願ひしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

事務局(加藤課長) それでは、私の方から説明いたします。

座って説明しますことをお許し願ひます。また、資料が多くありますので、若干時間がかかると思えます。ご了承をお願ひいたします。

それでは、資料3のアイヌ民族に関する国、北海道、市町村の施策をごらんください。

この資料は、アイヌの人々への施策について、その変遷と体系、国などの最近の動き、国と北海道と市町村の関連と施策をまとめたものでございます。

まず、1ページ目のアイヌ施策の変遷と体系でございますけれども、これは、現在まで行われてきていますアイヌ施策を時系列的にまとめたものでございます。

昭和36年、国は北海道やアイヌの人たちの強い要請を受け、厚生省予算の地方改善施設整備費補助金の中にウタリ福祉対策費を計上いたしました。

これを受け、北海道は、国の支援を受けながら、生活館、共同浴場の整備など、アイヌの人たちの福祉向上対策の取り組みについて本格的に開始いたしました。

また、北海道では、昭和47年に、第1回北海道ウタリ生活実態調査を実施し、この調査結果をもとに、昭和48年度に、昭和49年度から55年度を計画期間とする第1次ウタリ福祉対策を策定いたしております。この福祉対策では、アイヌの人たちの自立を助長促進し、社会的・経済的地位の向上を図ることを目的に、生活環境の改善、社会福祉の充実、職業の安定、教育文化の向上及び生産基盤の整備などの推進施策が盛り込まれました。

その後、昭和54年度、61年度、平成5年度と合計3回のウタリ生活実態調査を行うとともに、昭和56年度から平成13年度の28年間にわたって3回の北海道ウタリ福祉対策を策定し、施策を実施してきております。

この間、昭和63年8月には、北海道、北海道議会、北海道ウタリ協会は、アイヌの人たちに関する新たな法律の制定を要請し、その後、長い年月をかけてさまざまな取り組みがなされ、平成8年4月に、内閣官房長官の私的諮問機関でありますウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会から、今後のウタリ対策のあり方についての報告書が提出されております。

その結果、平成9年5月8日にはアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律、いわゆるアイヌ文化振興法が国会において全会一致で可決されております。

アイヌ文化振興法は、有識者懇談会の提言を踏まえ、アイヌの人たちの誇りの源泉であるアイヌ文化の振興とアイヌの伝統等について国民への知識の普及や啓発を図るための施策を推進することでアイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会を実現することを目的として制定されたものでございます。

また、この法律の制定にあわせて、国土交通省、文部科学省及び北海道の出資により、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が平成9年11月に設立されております。

さらに、平成11年3月に、北海道は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を策定しております。

北海道では、昭和49年度から4次にわたって、北海道ウタリ福祉対策を策定するなど、関連施策を実施してきましたが、平成12年7月にウタリ福祉対策検討会議を設置し、第4次ウタリ福祉対策以後のアイヌの人たちに対する施策のあり方について検討を行い、平

成 1 1 年度に実施した北海道ウタリ生活実態調査の結果を踏まえ、なお、アイヌの人たちと道民一般との格差が見られることなどから、平成 1 4 年度以降も引き続き総合的な施策を積極的に推進する必要があると判断し、平成 1 3 年度に、平成 1 4 年度から 2 0 年度までを計画期間とする第 1 次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定いたしました。

この方策に基づき、北海道は、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、生活の安定、教育の充実、雇用の安定、産業の振興、組織活動の充実を基本方向とした施策を、国、市町村及び関係団体との連携を図りながら推進してきております。

平成 1 9 年 7 月には、アイヌの人たちや有識者で構成するアイヌ生活向上推進方策検討会議を設置し、アイヌの人たちに対する総合的な施策のあり方について検討を依頼した結果、平成 2 1 年度以降も引き続き総合的な施策を積極的に推進する必要があるという報告を受けまして、第 2 次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定いたしております。

このように、北海道が中心となってアイヌの人たちへの施策を行う一方で、アイヌの人たちも自らアイヌの文化を守り、また生活習慣を伝承し、民族の誇りをかけてさまざまな活動を展開してきました。

とりわけ、世界の多数の先住民族とのネットワークを構築し、世界中の少数民族とともにさまざまな活動を展開していく中で、先住民族への世界的な流れも変化し、1 9 9 4 年、平成 6 年 1 2 月からの 1 0 年間を世界の先住民の国際 1 0 年とする決議が 1 9 9 3 年 1 2 月に国連総会で採択されました。

その後も、アイヌの人たちは世界中の少数民族と民族の誇りをかけさまざまな活動を展開した結果、2 0 0 7 年、平成 1 9 年 9 月に先住民族の権利に関する国際連合宣言が国連総会で採択されました。

これに伴い、平成 2 0 年 6 月 6 日に、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が衆参両議員本会議において全会一致で採択されております。

日本政府は、これを受け、平成 2 0 年 8 月にアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置しております。

なお、別添に参考資料 1 としてこれまでのアイヌ施策の経緯という資料がございますけれども、これは、国、北海道、札幌市のアイヌ施策の主な項目を並べた年表でございます。

続きまして、資料の 2 ページ目に移りまして、国などの最近の動きについて説明いたします。

( 1 ) の先住民族の権利に関する国際連合宣言でございますが、宣言は、採択まで起草から 2 2 年を要しております。

1 9 8 2 年に国際連合先住民作業部会が立ち上がり、先住民族の権利宣言の草案策定に取り組みました。1 9 9 3 年にこの草案は少数者の差別防止及び保護に関する国連人権小委員会に提出され、翌 1 9 9 4 年に承認されております。宣言草案は、その後、さまざま

な検討・調整を経て、2006年6月に国際連合人権理事会で採択された後、2007年9月13日に144カ国の賛成、4カ国の反対、11カ国の棄権という投票結果により採択されております。

なお、日本はこの宣言に賛成票を投じております。

この先住民族の権利に関する国際連合宣言でございますが、前文と46カ条から構成されており、先住民族を国際法の主体として位置づけ、国際社会が認めたあらゆる権利を享受すると明言されております。

具体的には、自己決定権、平和的生存権、知的所有財産権、文化権、教育権、メディア・情報への権利、経済権、発展の権利、医療・健康権、土地権、資源権、返還・賠償・補償を求める権利、国際協力を受ける権利、越境権などの広範な権利を先住民族の権利として規定しております。

宣言の詳細条項につきましては、参考資料2の内閣官房で作成いたしました先住民族の権利に関する国際連合宣言をご参照ください。

続きまして、3ページ目の(2)アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議についてご説明いたします。

当該決議は平成20年6月6日に衆参両院本会議において全会一致で採択されたもので、「我が国の近代化の過程で多くのアイヌの人々が差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実の認識」、「政府は、先住民族の権利に関する国際連合宣言を踏まえ、アイヌ民族を先住民族として認めること」、「政府は、先住民族の権利に関する国際連合宣言の関連条項を参照し、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、アイヌ施策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと」などの内容となっております。

この決議を受けて、当時の町村官房長官は、両院本会議で、政府として初めてアイヌ民族を先住民族と認識することを表明しております。

続きまして、資料の4ページの(3)アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会についてご説明いたします。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議を受け、政府は、内閣府に平成20年8月、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置いたしました。

主な検討事項は、一つ目として、アイヌの人々の生活状況や差別等に関する実態把握、二つ目として、これまでのアイヌ政策の評価、三つ目として、先住民族の権利に関する国際連合宣言を参照し、諸外国における先住民族政策等の整理、四つ目として、二つ目及び三つ目を踏まえた今後のアイヌ政策の検討、五つ目として、提言の取りまとめ、このようになっています。

懇談会は、平成20年8月11日に1回目が開催され、今月下旬には最終報告書が内閣府に提出されると伺っております。

なお、各回の懇談会の概要につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、6ページの国、北海道、市町村の関連です。



ここには、国のアイヌの人たちへのいろいろな施策について、国の補助金等により、北海道及び各市町村や民間団体が行う事業について、その流れと事業内容を示したものでございます。

図の左側にありますように、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省の国の各省庁が連携し、それぞれの事業について北海道及び市町村や民間団体などに補助を行っております。各省庁が北海道などに補助金を交付し、北海道はそれに道費を上乗せして市町村や民間団体へ補助金として交付し、交付を受けたそれぞれの市町村や民間団体がアイヌ施策に関する事業を実施しております。

例えば、札幌市で言いますと、国土交通省のアイヌ住宅資金貸付事業というメニューがございますけれども、この国土交通省からの補助金の交付を受けました北海道がさらに道費を上乗せして札幌市に補助金として入ってまいります。

その内訳ですけれども、国費が8分の1、道費が8分の1、計4分の1が補助されまして、札幌市は4分の3を負担して事業を行うとなっております。

また、厚生労働省の生活館運営費は、北海道を通じ国費2分の1が補助されまして、札幌市は2分の1を負担しまして、アイヌ文化交流センター、サッポロピリカコタンの運営費の一部に充てております。

文部科学省のアイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助並びに厚生労働省の職業訓練受講奨励金、職業訓練受講支度金につきましては、申請者でありますアイヌの人々に北海道が直接補助をしております。

また、文部科学省及び国土交通省は、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構に補助金を交付しております。

北海道や財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構は、各省庁から交付を受けた補助金の一部をアイヌの人たちの社会的地位の向上に関する事業、職業の確立及び教育の振興に関する事業、民族文化の保存、伝承及び発展に関する事業などに係る事業費として、社団法人北海道アイヌ協会などに補助を行っております。

ほかに、法務省の人権啓発活動地方委託事業に係る補助がございますが、これにつきましても、札幌市も人権啓発の一環としてアイヌ施策についての補助を受けております。

続きまして、7ページ目の4、北海道の施策についてご説明いたします。

1ページ目でもご説明いたしましたが、北海道は、昭和49年度から平成13年度まで4次にわたってウタリ福祉対策を策定し、また平成14年度からはアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定し、関連施策を総合的に推進してきております。

平成19年7月に設置いたしましたアイヌの生活向上推進方策検討会議の検討結果から、なおアイヌの人たちと道民一般との格差が見られるということで、平成21年度から平成27年度を計画期間とした第2次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定いたしました。

推進方策では、国、市町村及び関係団体との連携を図りながら、関連施策を総合的・効

果的に進めることとしており、施策の推進に当たっては、アイヌ文化の振興等を図るための施策の基本計画や、新・北海道総合計画などの関連施策と協調しながら、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重され、地位の向上が図られる社会の実現を目指すものとされております。

具体的な施策の一つ目として、生活の安定では、生活相談員の活動の充実、資質の向上、生活館の運営の充実、アイヌ生活向上振興資金の効果的な活用の促進、低所得者層の生活の安定と向上を図ること、また、生活館など生活環境施設の整備や住環境の改善など生活環境の整備を図ることとしております。

二つ目の教育の充実では、高校や大学等の就学資金や入学支度金、生活相談員等による教育相談の充実など、教育の充実を図ることとしております。

三つ目の雇用の安定では、職業訓練の受講機会の確保や職業相談の充実、就職資金の活用、就職機会増大のための各種免許の取得を促進し、雇用の安定を図ることとしております。

四つ目の産業の振興では、農林漁業の振興策として、生産基盤や経営近代化施設の整備、関係融資制度の活用促進に努め、農林漁家の経営改善と生産性の向上など、農林漁業の振興を図ることとしております。また、中小企業の振興策としては、アイヌ民芸品の販路拡大や工芸者の技術研修、経営指導員の活動及び充実など経営の安定化に努め、中小企業の振興を図ることとしております。

五つ目の民間団体の活動の促進では、北海道アイヌ協会などの活動や組織強化のための地域での取り組みの促進、研究機関等との連携促進など、民間団体の活動の促進を図るものとしております。

続きまして、9ページ目の(2)アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の具体的な事業について説明いたします。

北海道では、国の補助金を一部活用しながら、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の具体的な事業をさまざま実施しております。この表は、平成20年度における北海道の事業を一覧で示したものでございますので、タイトルに掲げる推進方策は第1次のものとなります。表中の基本的方向、推進施策項目など、各区分につきましては第2次の推進方策でも変わっておりません。また、おのこの施策及び事業の中身についても基本的には変わることはなく、第2次の推進方策においても表中の事業及び事業内容を引き続き実施すると、このように伺っております。

続きまして、10ページ目の(3)アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画についてご説明いたします。

北海道では、国の補助金を一部活用しながら、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画の具体的な事業として表中に示す事業を行っております。

基本的方向としてアイヌ文化の振興、アイヌ民族の理解の促進に分かれますが、こちら先ほどと同じく第2次の推進方策においても基本的に変わるところはなく、表中の事業

及び事業内容を引き続き実施する、このように伺っております。

なお、9ページ及び10ページに係る事業は、北海道の一般財源と国庫補助が充てられますが、6ページでご説明しましたように、交付先は各市町村、財団法人、アイヌ文化振興・研究推進機構、社団法人北海道アイヌ協会のほか、アイヌ文化等の振興や啓発などを行う民間団体となっております。

続きまして、資料11ページの5、道内都市のアイヌ民族に関する施策例についてご説明いたします。

資料は11ページ以降19ページまで、旭川市、帯広市、白老町、平取町の4市町を掲載しておりますが、既にアイヌ施策についての推進計画などを策定している市町ということで選ばせていただいております。

まず、11ページ目の旭川市でございますけれども、旭川市では、平成15年6月に旭川市アイヌ文化振興基本計画を策定し、アイヌ文化の振興を進めております。振興計画では、アイヌ文化の伝承・振興とアイヌ文化の理解の促進の二つを基本方針として、12ページ、13ページに掲げる施策を実施しております。

この中で最近目立ったものをご紹介しますと、2008年11月に、アイヌ文化に特化する形で博物館をリニューアルし、アイヌ文化などの講座や体験学習を実態してアイヌ文化の発信を行っております。また、伝統的生活空間(イオル)の再生につきましては、平成19年11月に旭川版イオル構想見直し等検討懇話会を設置し、今年度の夏をめどに構想を国に申請すると伺っております。

続きまして、14ページ目の帯広市でございます。

帯広市は、平成7年12月に策定いたしました帯広市ウタリ総合福祉対策を検証し、必要な修正を加えて、平成17年2月に計画期間を平成21年度までとする帯広市アイヌ施策推進計画を策定しております。

推進計画では、アイヌ民族についての理解促進、文化の振興、教育の振興及び生活の自立と生活環境の自立を基本方向としまして、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される地域社会づくりに取り組むと伺っております。

なお、この推進計画が平成21年度までとなっておりますので、本年度において見直し作業を進める予定であると伺っております。

施策の目標と実施方向は15ページ、16ページに記載しておりますが、北海道アイヌ協会などと協力してアイヌの刺しゅう教室を開催したり、市役所ロビーなどでアイヌ文化の作品展などを開催しております。

続きまして、17ページの白老町でございますけれども、白老町では、平成19年度にアイヌ民族の誇りを高める、全町民がアイヌ民族への正しい認識と理解を深める、互いの文化を尊重し合える社会の実現に努める、多文化共存による地域の反映を推進するの4項目を目的とする白老町アイヌ施策基本方針を策定しております。これは、平成14年度に策定いたしました白老町アイヌ文化振興基本方針と白老町文化振興事業計画にかわるもの

で、基本方針に基づく具体的な計画は現在検討中と伺っております。したがって、現在は、平成14年度に策定いたしましたアイヌ文化振興事業計画に基づきまして、白老町の支援により北海道アイヌ協会白老支部や、財団法人アイヌ民族博物館がアイヌ文化の保存・伝承の事業を行っております。

イオル事業につきましては、平成18年度から財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構からの委託事業として白老町が行ってございましたが、平成19年度はアイヌ民族博物館などが事業を行うなど、事業実施に当たっているいろいろな課題があったということで、アイヌ民族がみずから事業の受け皿となって実施するため、北海道アイヌ協会白老支部が本年3月に社団法人を立ち上げております。

続きまして、19ページの平取町でございます。

平取町では、町の総合計画の教育文化の推進でアイヌ施策を打ち出しております。その中に、イオルの再生とアイヌ文化の二つの項目があり、イオルの再生では、アイヌ文化継承者の養成、アイヌ文化伝承に必要な資源確保、アイヌ文化保護・継承活動の支援といった観点からイオルを再生するとしておりまして、再生事業は、平成20年度から始まり、平成23年度から本格的に展開していくと、このように伺っております。

イオル事業では、イオルの森の整備、コタンの再現、水辺空間の整備などを行い、アイヌ文化の里づくりを目指すと伺っております。

また、アイヌ文化では、平取町には遺跡や伝説の地などアイヌ民族にかかわる文化遺産が数多くありますので、このような文化遺産を貴重な町の財産として保存、伝承し、正しい理解を深める施策などを北海道アイヌ協会平取支部やアイヌ文化保存会、あるいは二風谷アイヌ文化保存館などと共同して実施しております。

続きまして、20ページの札幌市の施策でございます。

札幌市は、昭和52年に、札幌市ウタリ住宅新築資金貸付要綱を制定し、アイヌの人たちの住宅施策のための資金を低利で貸し出しております。

これは、6ページでもご説明しましたが、国のアイヌの住宅資金貸付事業という補助事業がございますけれども、この補助金と北海道のアイヌ住宅改良事業費補助金、それぞれ国費が8分の1、道費が8分の1の補助を受け、札幌市分として4分の3を負担して事業を行っております。

なお、現在までの貸し付け実績は、183世帯341件で、17億4,380万7,000円となっております。

また、昭和53年から北海道アイヌ協会札幌支部に対してアイヌ民族の生活基盤や社会的地位の向上を目指し、アイヌ文化の保存、伝承活動、生活相談や各種学習会などの活動を展開するための活動資金の一部として札幌市が補助金を出しております。当初は80万円でしたが、現在は平成元年から120万円に増額しております。

あわせて、昭和53年には、白石区本通20丁目に札幌市ウタリ生活館を建築し、アイヌの人たちの生活相談を受けるため生活相談員を2名、さらに教育相談を受けるため昭和

56年から教育相談員1名を配置しております。

平成6年からは、アイヌ伝統文化活動推進事業としまして、北海道アイヌ協会札幌支部と協働して第1回インカルシペ・アイヌ民族文化祭を開催するなどの事業を展開してきております。

平成12年度からは、アイヌ伝統文化の啓発活動として、法務省の人権啓発活動地方委託事業を活用し、札幌市アイヌ文化交流センターや、アイヌ文化を紹介したお手元に配付しておりますノートを市内の全小学校の4年生に配付しておりますほか、平成19年度からはじょうてつバス1台に人権啓発とアイヌ民族に関する理解を深める標語を示したラッピングバスを走らせております。

平成15年には、札幌市生活館の代替施設として、また、アイヌ民族と市民の交流促進、アイヌ文化の保存、伝承と創造の場として札幌市アイヌ文化交流センター、サッポロピリカコタンを建設し、復元生活民具の展示や、北海道アイヌ協会札幌支部の支援を受けながら、アイヌ文化体験講座やアイヌ文化に関する月間イベントなどを実施し、アイヌ伝統文化活動を推進する事業を行っております。

さらに、平成18年度からは、アイヌ民族の伝統文化を継承するための必要な植物資源の分布等の調査を行っております。

なお、札幌市といたしまして、平成19年12月18日に先住民族の権利に関する国際連合宣言におけるアイヌ民族の位置づけや、同宣言に盛り込まれた権利について議論する審議機関の設置及び、アイヌ民族の人権が尊重され、その社会的・経済的地位の向上が図られるよう、国としての総合的な施策の確立を柱としたアイヌ民族の権利に関する要望書を札幌市長から内閣総理大臣へ提出しておりますし、平成20年3月28日には、アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関の設置を求める意見書が札幌市議会から衆参議長あてに提出されております。

以上で資料3のアイヌ民族に関する国、北海道、市町村の施策についての説明を終わります。

続きまして、参考資料3をごらんいただきたいと思います。

参考資料3、平成20年度北海道大学アイヌ民族生活実態調査速報版について若干の説明をいたします。

この調査は、北海道大学アイヌ先住民研究センターにおきまして、教育、就労、生活、意識などの面から、社会的にアイヌ民族の生活実態を把握し、今後の学術研究及びアイヌ民族政策に寄与することを目的に実施されたものでございます。

調査対象は、北海道在住の18歳以上85歳未満のアイヌ民族とその世帯員で、北海道アイヌ協会の協力を得ながら、元協会のほか、非協会の方も含めて対象となっております。

また、調査方法、調査時期につきましては資料に記載されているとおりでございます。

この調査結果は北海道全体となっておりますが、アイヌの生活実態を把握する上でサン

ブル数も多く、非常に参考になるものと思われます。

例えば、3ページの生活保護世帯の実態につきましては、現在、生活保護を受けている世帯が全体の5.2%、以前受けていたことがあるのは4.8%となっており、平成18年度の北海道の調査では、北海道全体で3.5%、全国では2.1%となっており、アイヌの人たちの暮らしが一般の人に比べて苦しいことがわかります。

さらに、19ページを見ますと、生活が苦しいと多少困る程度を合わせますと74%と多く、北海道が行った北海道アイヌ生活実態調査の結果と比較しますと、平成11年度調査結果の水準までに戻っております。

また、就学率に目を向けますと、11ページにございますように、世代が若くなるほど高校経験率は高くなり、30歳未満の世代に関しましては95.2%で、全国平均の96%とほぼ同様な結果になっておりますけれども、大学への進学率を見ますと、30歳未満で20.2%、同世代の42.2%と比較しても20%以上低くなっております。このことから、社会的な地位を向上する上で大切な教育面での格差がいまだに解消されていないということが伺えます。

また、20ページをごらんいただきますとわかるとおり、アイヌの人たちの57.4%が人権、民族による不公平感を持っており、相変わらず差別があると、このように認識されます。

24ページでは、アイヌ民族に関する施策についての調査結果でございますけれども、アイヌ民族に対して高校、大学進学や学力向上への支援の拡充が51.0%、アイヌ民族への差別が起こらない人権尊重の社会づくりが50.2%、アイヌ民族の雇用対策の拡充が42.9%と、この三つが特に多い結果となっております。

以上、平成20年度北海道大学アイヌ民族生活実態調査の速報版をかいつままで説明させていただきました。

その他の資料としまして、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が小学生、中学生用に作成いたしました「アイヌ民族：歴史と現在」という副読本、さらに、札幌市アイヌ文化交流センター、ピリカコタンのパンフレット、それから、人権啓発用に市内の全小学校4年生に配付しておりますノートを添付しております。

以上をもちまして、事務局からの説明を終わります。

常本委員長 ありがとうございます。

施策に関しては、国際連合から始まって関係市町村まで、そして生活実態調査も含めて大変ボリュームのあるご説明をいただきました。

きょうおいでいただいている委員の皆様の中には、この分野に長年携わっておられる方もおいでですけれども、こういう話を聞くのはこれまで余りなかったという方もおいでかと思えます。

そういうことでございますので、いずれのお立場からでも結構でございます。ただいまの説明についてご質問があれば、この機会でございますので、何なりとご遠慮なくいただ

ければと思います。お願いいたします。

阿部委員、お願いします。

阿部委員 たくさんの資料を説明いただきまして、ありがとうございました。

これは、古いものから一番最初に説明がありましたアイヌ施策の変遷と体系の説明の中で、昭和49年度からこのような事業をやっていますという説明がありました。特に、先住民族の権利宣言が一昨年に採択され、さらに国会で昨年6月にアイヌ民族を先住民族とする決議がなされて、さらに、日本政府がアイヌ民族を先住民族と認めたわけですから、こういう文章の中で「アイヌの人たち」とか「アイヌの人々」と言われると、最近、非常に違和感を覚えるようになりました。きとんと、すべてのものに「アイヌ民族」と書いていただきたいと思います。もちろん、古い資料はそのままですけれども、今後は、いろいろな文章をつくる時は「アイヌ民族の」ときちんとして書いていただきたいと、これは札幌市にもお願いをしたいと思います。当然、今、北大の調査を見ましても、きちんとして「アイヌ民族の」と書かれてあります。今回の検討委員会で、「アイヌの人々」とか「アイヌの人たち」と言われると、外国人のように言われた気がします。

少なくとも、私たちは日本の国家の中のアイヌ民族として認められたわけですから、そのように思いましたので、参考意見として申し上げておきます。

常本委員長 ありがとうございます。

ご検討をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

堺委員、お願いいたします。

堺委員 差別観なのですけれども、皆さんがアイヌ民族の方たちに対してどう接しているかわからないというのが現状だと思うのです。そして、この1年間くらい、道のアドバイザー派遣事業を使わせていただいて、一般の方たちに紹介しながら、セミナーなどをやらせていただいた中で、ああ、そうかとわかって初めてアイヌ民族のことを知ることが多いと思います。ですから、一般の私たちは、差別するというよりも、よくわかっていないから触れないし、「アイヌさん」と呼んでいいのでしょうかなどという基本的な部分で、差別ではなく、もっともっとよく知っていかなければいけないという部分で、もっと頑張っていきたいと、そう思っております。

常本委員長 全くおっしゃるとおりだと思います。一方で、先ほどの阿部委員のお話は、札幌市としてこれから市民をリードする形で議論していく場合は、正確なアイヌ民族に対する呼び方を示していくべきというご指摘だと思いますし、市民としては、それを踏まえながらだんだん理解を深めていくということが望まれているのだと思います。両方相まって、あるべき姿に近づいていきたいと思っております。

ほかにご意見、あるいは、ただいまのようなご指摘でも結構です。第1回でございますから、ただいまの事務局からのご説明に対するご質問を主にお受けしたいものでございますけれども、厳密にそれに限らずに、何かお気づきの点があれば、それでも結構でござい

ます。

島崎委員、いかがですか。

島崎委員 この全体的な資料の中身は、私たちアイヌであれば大体わかっているような内容です。

ちょっと不満なのは、女性の問題とか子どもたちの教育の問題がよく見えないような形なので、この資料だけでは十分わからないだろうなというふうに思われます。

余談になりますが、先日、私は江別のある学校に行って講演をしてきました。子どもたちの教育に関してです。そこで今使われているのは、教育委員会の方から出されています「アイヌ民族：歴史と現在」という資料で、非常にいいものだということで教師が使って学習していることがわかりました。しかし、江別市になってしまうので、こういう資料が多くの子どもたちに届かないのが現状で、これは札幌市の中でやっていたり、札幌市独特とか、これは研究センターでつくっているものですが、こういうものが意外に使われていないのです。教師からはいいものだと言われているのですが、余り交付されていないなということをかかわってみてすごく実感するところです。これがより多くの子どもたちの手に渡るような形でアイヌのことを理解してもらおうというのが一番いい方法かなと私は思っています。

本来は、こんなものを使わなくても、公教育の現場の中に正しい歴史を入れていくという希望を持っていますが、すぐには無理だと思うので、そういうものが非常に多くの子どもたちに使われたらいいなと思っています。たくさんの予算を使ってつくられたものだと思いますので、これも大きな力になるのではないかと考えています。

常本委員長 ありがとうございます。

確かに、この教材については、聞いているところでは、道内に関しては小学校4年生と中学校2年生のすべての子どもに配付するということです。ただし、道外の場合には学校1校につき1冊と聞いていますし、道内においても、子どもたちにわたったとしても、それをどう使うかは学校ごとに任されているということで、活用についてもさらに検討すべきことがあるように聞いています。

その点も含めて、吉川委員からご発言はありませんか。

吉川委員 学校の話が出ましたが、小学校では、先ほどお話ししたように4年生と6年生で扱うことがありますけれども、小学校の先生で扱うことに踏み出すのにちゅうちょしている現状にあります。なかなか難しい問題を含んでいるので、大きく取り上げて本当に伝えていくことができるのか、自分の調べたことが本当に正しい知識なのか、本当にアイヌ民族の方から見て事実を伝えていることになるかと、かなり難しく感じているのが現状です。

ですから、市民の皆さんにという前に、本当は私たちがもっと勉強しなければならないのかもしれませんが、現実として、踏み込むときには腰がちょっと砕けるところがあるのが現状です。改善は目指していきますけれども、間違ったことを教えると大変だと



か、誤解を招いては大変だということが現場の中にはあるのは事実です。

常本委員長 ありがとうございます。

学校における教育あるいは教材の問題は、私どもの委員会で検討すべき札幌市の施策ということにおさまらない全道あるいは全国的な問題でございます。そうはいつても、札幌市にとっても重要な問題でございます。

今の点についてさらにご発言があれば結構ですし、あるいは、ほかの点について別途ご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

江本委員 ただいま学校現場の先生のご意見をお聞きして、私ども人権擁護委員の立場で考えてみますと、やはり、私ども人権擁護委員も、アイヌ民族についての認識が非常に低いということは残念ながら認めざるを得ないのです。率直に言って、どういうふうにかかわっていったらいいのだろうかという戸惑いのようなものがあるわけです。それはどうしてかと考えますと、やはり、歴史とか、文化とか、そんなような認識が残念ながら人権擁護委員にもないということなのです。

きょう持ってきましたのは、人権擁護委員のために法務省がつくったものです。こんなに薄いパンフレットなのです。もちろん、これは人権擁護委員は全員読んでいますが、これは非常に理解できないということが率直に言ってあると思うのです。私は、大分前からアイヌの人たちとおつき合いがあるものですから、個人的には認識しているつもりですが、人権擁護委員全体としてはないのです。

そこで、この「アイヌ民族：歴史と現在」は学校に配られているとおっしゃいましたね。これは、どこに保管されているものなのでしょうか。せめて、札幌市の人権擁護委員に配りたいと思うのです。

これは今回の検討委員会の議題と違いますけれども、人権擁護委員も認識が十分でないという現状だけ報告させていただきました。

常本委員長 ありがとうございます。

現在、アイヌ民族に関する理解をどうやって深めていくかということとの関連でご意見をいただきました。きょう、冒頭に事務局からご説明がございましたけれども、確かに、当委員会の設置目的の中にアイヌ民族の歴史、文化、自然観への市民理解を促進するということが含まれておりますので、今のようなお話も含めて、どうやって札幌市民のアイヌ民族に関する理解を深めていくかということも、ぜひ、この委員会で考えてまいりたいと思っております。

今の点、あるいは、ほかの点でも結構ですが、いかがでしょうか。

本田委員、お願いします。

本田委員 今ごろになって申し上げることではないのですが、さっきからずっと悩んでいました。

この資料を拝見してなのですけれども、普通、こういう検討委員会を立ち上げるときは、何らかのこういう方針でやっていくというものがある程度必要かと思えます。

先ほどからこの資料のご説明を受けて、大きな印象としては、道はこういうことをやってきました。最近の動きの中で、国はこういうことをやってきました。そして、札幌市にかかわることとして今回ご説明があったのは、理解が違っていたらおわびしますが、資料2の設置要綱と最後の20ページのところのような気がします。しかし、国がやるべきことと、道がやるべきことと、札幌市が行うことは全然違うと私は思います。とすれば、札幌市はどういうことをやりたくて、それに対して私ども委員がどういうふうに参加すればいいのかということをお示しいただけたならば、そういうことで働いていけるような気がします。私どもはどう動いていいのかということがよくわからないものですから、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

常本委員長 事務局、いかがでしょうか。

事務局（高森部長） 今回は初回ということで全体的なことを簡単に説明させていただきました。当然、今後、いろいろな論議を進めていく中で、札幌市としてこういう方針で計画を立てたいとか、現状をこういうふうに認識してこういう方針でいきたいということをお示ししてご論議をいただく場が2回目か3回目に出てくると思います。その後、そういう方針がいいとなれば、具体的に今やっていく施策はその方針のどこに当てはまるのか、また、新たにアイヌ民族の委員もいらっしゃいますし、さまざまな委員もいらっしゃいますが、こういうものを新たにやったらいいのではないかと。要するに、国は具体的なものをなかなか出せないとなれば、北海道はこういうことをやっている、そこで市町村としては何ができるのか、もうちょっと踏み込んでこういうことをやったらいいのではないかとのご意見を施策の方針ごとにいただいて、私どもは内部でどれだけできるかどうかということを検討していくということで進めさせていただければと思っております。

それから、これまでも札幌市に対しましてアイヌ協会札幌支部の方から、こういう施策をしてほしいといういろいろな要望をいただいておりますので、そういう要望も加味しながら、今後ご検討いただく資料を作成してこの場に提示をしたいと思っております。

本当は私の方から前段にそういうお話をすればよかったのですが、本田委員のおっしゃる疑問はまことにごもっともなことでありますので、それは今後いろいろ検討する中で、資料を出して、ご論議いただきたいと考えております。ご指摘、ありがとうございます。

常本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員、お願いします。

阿部委員 今、江本委員からありました副読本の問題ですけれども、これはアイヌ文化振興・研究推進機構でつくったものです。これは、北海道では、毎年、小学校4年生全員、中学校2年生全員に配付しております。多分、これはアイヌ文化振興・研究推進機構でもどこまでいっているかということをお調べられないでいるのです。私も去年出したこの改訂版にかかわっていますが、吉川委員がおっしゃったように、教えられないとか、どうやっ

て教えていいかわからないと言わないで、読んで聞かせるだけでもいいと思います。だれでも読んだらすぐにわかります。英語やアイヌ語で書いているわけではありませんので、ぜひそうしてほしいと思います。

それから、江本委員から人権擁護委員に配付するよという話をいただいて、ああ、そうだと思います。これは、すぐに送るようにしたいと思います。

その議論になって思ったのは、どうしてここに教育委員会の人がないのだろうということです。これは、私も働きかけますけれども、次からは、市教委に民族教育の担当指導主事が2名おりますので、ぜひ参加を市の方からも働きかけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

常本委員長 ありがとうございます。

学校の先生の場合は、授業をするに当たって、授業計画というものをおつくりになって、それに従って授業をすることが多いようですので、それなしに教科書だけというのはなかなか難しいのかもしれない。しかし、何かから始めなければいけないというのはご指摘のとおりかと思います。あとは、その教える時間をどう確保するかという問題もあるかもしれませんが、全体的に進めていく必要があるかと思います。

本田委員、どうぞ。

本田委員 教える時間の確保については、札幌市の方は規定カリキュラムの中でアイヌの教育をやるということがきちっと盛り込まれているはず。それは、教員の個人的努力ということではなく、それに基づけばやるべきこととなっているはず。ただ、時間数は非常に短くて、今、小学校4年生で4時間だったでしょうか。これは正確ではないかもしれませんが、たしかそうだったと思いますので、そのときに確実にこれを使うというふうに意識化していただければできることではないかと思います。

常本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ただいま、理解あるいは教育に関することについていろいろ意見をいただいておりますが、ほかにこの機会に確認しておくべきことがあるかと思います。

島崎委員、どうぞ。

島崎委員 たくさんの資料を出してもらって、いつも気になるのが、安定とか向上とか充実という文言です。私たちは、いつもこの文言でごまかされてしまっているのです。そうではなくて、今年度はこれをきちんとしていくと。今後、札幌市として、これを充実していくではなくて、これをしていくのだという形で明確な言葉を使って、数字を使って出していただきたいと思います。やはり、生活の安定、向上という言葉を使うのであれば、あなた方の生活が確実に上がるよというふうにしていただけたらなという願いです。毎年、資料を見て、ずっとそれが気になっています。

常本委員長 ありがとうございます。

これは、現状として、それぞれほかのところこうなっていますという話でしょうから、

ただいまの島崎委員のご指摘は、まさにこの委員会の結論をどう書くかということにかかわってくる問題かと思えます。大切なご指摘かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員 何度も申しわけありません。

ごく最近も、北海道議会で、アイヌ協会のことについて、アイヌ協会の全道の問題と、当札幌支部の問題についていろいろ議論されております。この問題については、日本の制度、北海道、あるいは札幌市でいろいろやっている制度は、もともと日本の単一民族と言うとおかしいですけれども、そういう先住民族を想定してつくった制度ではないわけです。そのため、非常にぎすぎすした制度で合わないことが多々あります。そのことを、私たちは指導を受けながら、相談をしながらやってきたのですけれども、このようにやりなさいとやってきたことが現状にそぐわないのではないかということをおっしゃっております。

そういう問題もさることながら、もっと深く考えてもらいたいのは、国連宣言というのは大変重いものです。一部には宣言だから、条約でないからという話もありますけれども、冒頭に市からも説明がありましたように、これは二十数年かかって検討してきたものでございます。しかも、それが世界の先住民族がもともと持っていた権利を奪われてしまったということでもあります。先住民族の権利は先住権と言うわけですけれども、その先住権は回復されなければいけないということで、長い間、検討されてきたものです。先住民族は、世界のすべての民族が、すべての人々が持っている権利を奪われたまま回復できないているのだということが根底にあるわけです。

それはどういうことかということ、世界人権宣言や国際人権規約や人種差別撤廃条約やILO169号条約、いわゆる世界の条約、国連の条約をもとにして、女性の権利条約や子どもの権利条約など全部を背景にしてつくったものなのです。そういうことを考えないと、何で先住民族だけなのかということがあります。

北海道庁が、先住民族の権利宣言が国連総会で採択された翌月に当時のウタリ協会に来まして、北海道は先住民族、先住民族と20年言ってきたけれども、今度は権利が発生するようになったので、「先住の民族」にしたいと言いました。あるいは、「先住・民族」にしたいと言うのです。びっくりするというか、あきれるといふか、「どなたがそれをおっしゃったのですか」と聞いたら、「北海道の方針です」と言うから、「わかりました、では、知事のところに行って聞きましょう」ということで聞いたら、30分ぐらい、ぐちゃぐちゃ言って、なかったことにしてくださいとなりましたけれどもね。それから、こういうことが始まってきているのです。

例えば、奨学金の問題でも、もともと奨学金というのは給付事業なのです。世界中で当たり前のことなのです。奨学金を返せなどというのは日本だけです。それも、昭和57年までアイヌ民族に対して給付にしていたものを貸し付けにしたいと。それまで、高校も大学も給付事業だったのです。それは、同和対策事業の日本の制度の中で、これは貸し付けにしたいから、アイヌの皆さんも貸し付けにしてもらえませんかと言ってきたのです。突

然ですよ。そうしたら、アイヌの皆さんは、もともといろいろな事情があってやっているわけですから、従来どおり返さなくて結構です、卒業したら半年以内に免除申請を出してくださいね、そうすれば返さなくて結構ですと言ったのです。

ところが、一昨年の権利宣言ができたあたりから、財務省が国土交通省に、これは貸し付けなのだから、貸し付けで返還する方向でやってほしいと言ったのです。そして、北海道庁も一緒になって、今度は免除申請ではなくて3年間猶予申請を出してくださいと。そして、3年目に所得を見て、それで返してもらおうかどうか判断すると、590万円ですよ。子どもが大学を卒業して3年で590万円なんてあり得ません。これはトリックがありまして、家族全部の所得合算なのです。4人で暮らしていたら、4人分の所得を全部持ってこいということです。それなら590万円は簡単に行きますよ。そういうトリックがあるので、それはおかしいよといって、ウタリ協会も、今、副知事になった高井さんが環境生活部長のときに会いにいきました。ことしの1月です。それはまずいですね、文部科学省まで行って、学生支援課長の下間さんという方に出て説明をしたら、それはそうですね、やめますと言ったのですよ。それなのに、3月24日にある道議会議員が質問をして、貸し付けなのに返さないのはおかしいのではないかとやりました。そうしたら、それに飛びついてきた人がいて、それはうちの会員なのですけれども、アイヌのことでおかしいことをこんなにいっぱいやっているぞと、そうしたら、アイヌのことを全部調べろといって、ああいうことをやっているわけです。

ですから、もともと先住民族の権利宣言に基づいて、きちっと先住民族対策をすれば、既存の日本の対策の中でぎしぎしと合わないことをやる必要は全くないわけです。

ちょっと話が長くなりましたが、先住民族の権利宣言をしっかり背景にすべての事業をやっていただきたいということを心からお願いいたします。

常本委員長 貴重なご指摘、ありがとうございます。

だんだん時間も迫ってきておりますけれども、あとお一人くらい、ご質問、ご発言があればお受けしたいと思っております。

吉川委員 非常に根本的なことですが、アイヌ民族ということで考えたときに、今、道内に何名くらい、札幌市には何名くらいという数字があるのでしょうか。そして、民族といったときに、どこまでをそういうふう考えるかですね。すごく精神世界の強いものですから、いろいろな意味で範疇がありそうな気がします。

その辺の数字と、区分けと言うと変な話ですけれども、何かあったら教えていただけませんか。

常本委員長 これについては、まず、事務局からご説明いただけますか。

事務局（高森部長） 実は、全道で何人とか札幌市で何人という具体的な数字は持っておりません。結局、把握ができないといえますか、みずからがアイヌ民族であると名乗っている方たちは何人かということがある程度わかるとは思いますけれども、アイヌ民族でありながら、歴史的ないろいろな経過の中で自分から名乗れない、それを控えている人たち

も結構いるかと思います。そういう意味で、正確な数字はつかまえないところがあるのかなと思います。

アイヌ協会の札幌支部に加入している方については、支部長の方からお話があるかと思いますが、約300世帯くらいで、1,800人くらいということが前に新聞に書かれていまして、大体そのくらいなのかなと思っております。

そういうことで、具体的な数字はなかなかつかまえずらいです。

それから、どこまでがアイヌ民族なのかということですね。日本の場合は同化政策がとられてきたものですから、何代も代を重ねていったときに、その人たちをどこまでアイヌ民族と言っていいのかという問題も出てくるかと思います。

今、国の懇談会でも民族の認定をどうしたらいいのか、客観的にできるのだろうかということも話題になったようではありますが、それもなかなか難しい問題ではあります。

これは、アイヌ民族に対していろいろな施策をやっていく場合に、どこで線を引くかというのは非常に難しい問題でありますし、私たちもきちんとした回答を持っていないというのが現状です。

常本委員長 極めて基本的ということは、裏返して言えば、極めて重要な根本的問題のお尋ねかと思います。恐らく、この問題にまともに向き合おうと思ったらそれなりにまとまった時間をかけて議論をする必要があると思います。きょうはその時間もございませんが、基本的なポイントだけ、この点でご指摘いただけるとすれば、阿部委員、いかがでしょうか。

阿部委員 まず、アイヌ民族が何人いるかというのは非常に難しい問題ですが、例えば、田舎から札幌に出てきた人が何人いるとか、いろいろな人の話を総合すると、数十万人いるのではないかと想定されます。

それはどういうことかといいますと、私たちアイヌ民族に対して日本政府は、明治4年から9年まで戸籍をつくりました。ですから、全員の戸籍があります。そのときに1万7,000人です。明治の間は、ほとんどアイヌ民族同士の結婚でしたけれども、大正、昭和、平成と、90%以上はアイヌ以外の人と結婚しております。もちろん、日本人、朝鮮人、ほかの方とも結婚しておりまして、言い方は悪いですが、ネズミ算式にふえていると思います。

北海道庁も昭和11年までで人口調査をやっておりません。そのやめた大きな理由は、お互いにアイヌから日本人に、日本人からアイヌに結婚していったら、もうわからなくなってしまったというような表向きの理由があります。

例えば、私たちアイヌ協会と言えば、会員規則をつくってまして、必ずアイヌの血を引いていることが一つです。それから、養子としてアイヌの家で育った人たちです。これは、明治、大正と開拓に来た人たちが、とてもつらくて本州に帰ってしまうときに、アイヌの家に子どもを置いていきました。アイヌの人たちは、その子どもを全員育ててきました。その子どもたちは、本当にアイヌと同じように育ってきているわけですから、その養

子の人たちは会員にしています。もちろん、戸籍があるわけですからね。もう一つは、婚姻関係にある者ということです。

これは、入会のときに厳しく調べています。それ以外の者はアイヌ協会に加入しておりませんので、そういうことについても、これからどうするのだということになれば、それをきちんと守っていくという確認はしております。現在、新しく入会したいという人についても、あなたはどのような方ですかと聞いて、平取町のだれだれさんの子どもさんですよ、お孫さんですよという関係が確認できなければ、戸籍を持ってきてくださいということでやっています。今は独自に、理事、支部長が、今は千歳なども110世帯ですけれども、全調査をしているようです。そのように、自分たち自ら実施しようという思いもあるようです。

この問題は有識者懇談会でも申し上げていますが、権利宣言の33条に、先住民族をだれが認定し、だれが認めるかというのは、先住民族団体そのものなのだと。だから、基本的に言うと、何で第三者機関が必要なのだと言いたいけれども、そうもいかないのです。これは税金の絡む問題かも知れませんが、お金が行ったときに、おれの友達だからといって入れた人もいるという新聞報道もありましたけれども、そういうことがあってはいけないということで、第三者機関というのは、当然、私たちが入っていくべきだと思っています。

もっと言えば、諸外国ではIDカードを持たせているところがあります。先住民族にすべてそれを持たせるということも将来は必要なのかなと考えております。

常本委員長 ご存じかと思えますけれども、アイヌ民族が何人いるかということについては、二つのいわゆる公的な、括弧つきの調査があります。7年おきに北海道庁が行ってきた実態調査と言われるものでは、約2万4,000弱という数字が出されております。また、昭和63年に東京都が行った調査では2,700という数字があらわれております。ただ、これも調査方法等にさまざまな問題があるとか、今、阿部委員からもお話がございましたように、必ずしも血を受け継いでいなくてもその数値に入るケースと、また、血を受け継いでいても本人の意向によってその数値に含まれないケースといろいろあるものですから、その数値についてはいろいろと議論のあるところでございます。

もう一つだけ申し上げておくならば、今後、この委員会では札幌市に係るさまざまな施策の検討を行っていくわけでございますけれども、その中には、だれがアイヌかということが個人ベースでわからなければ実施できない施策と、わからなくても実施できる施策がありますので、そこら辺は仕分けをしながら考えてまいりたいと思っております。

本田委員 この問題は、私は非常に複雑だと思っています。私は、平取町の二風谷に11年間住んでいましたけれども、アイヌの血を受け継いでいる子どもたちも、多くの場合は、先ほど阿部委員がおっしゃったように、ダブルとも言いますが、普通はハーフと言われる子です。そうすると、本人のアイデンティティーも難しいのですけれども、周りの目がそのとき、そのときで非常に違いまして、これはアメリカのマイノリティーの場合もそ

うだと言われますが、血が一滴でも入ってしまえば、おまえはもう黒人だというふうに白人社会から押しやられてしまうわけです。アイヌの場合もそうだと思います。私が知っている限り、どちらかがアイヌのお父さん、お母さんであった場合には、ある意味、これまでの社会ではそういう烙印を押されてしまうわけです。

ところが、いざ、アイヌが何人いるというときに和人の社会がいつも持ち出すのは、純血のアイヌはいないでしょうとか、そういうふうに血の問題を逆に言うわけです。ですから、自分たちがそのときどきで全然違う対応をしておきながら、アイヌの側に自分たちの血統を証明せよということばかり要請するのです。それは非常に身勝手なことだというふうに私は常日ごろ考えております。やはり、我々の社会の問題として、もう一度、そのあたりをきちんと受けとめ直さなければいけない、そこから進まないといけないというふうに私は思っております。

うまく言えないのですけれども、そういうふうに感じています。

常本委員長 大変根本的なご指摘かと思えます。

あとは、何かご発言はありませんか。

堺委員 一般社会から見ても、やはり市にお願いしたいのは理解度だと思うのです。そうすると、阿部委員がおっしゃられたように、動いていかなければいけないのはお金ですね。税金ですね。そうすると、理解度が深まってこない、一般の低所得者でももっと生活が大変な人がいるよ、どこからどこまで線引きをするのかと。先日、私も返答に困ったのですけれども、土地をとられた、では、ここからここまでとってしまったという証明があるのかということです。例えば、貝澤委員のお宅の土地をちょっとちょうだいねともらってしまったわけじゃないだろうというアバウトなことで、結局、問題は税金投入の部分であるので、ああ、なるほど、そうしてあげた方がいいねと納得できるようなまで、一般の方たちにわかっていただけるような方向で市の側にはお願いいたします。賛否はこれからでしょうけれどもね。

常本委員長 もちろん、おっしゃるとおりです。これは、現実的にそういう理解がないとなかなか先に進まないのも事実だと思いますので、そこら辺が大きなかぎの一つになるのはご指摘のとおりかと思えます。

これからスケジュールのご説明があろうかと思えますけれども、審議は続いていきますので、今ご指摘いただいたさまざまな論点も含めて議論を深めてまいりたいと思います。

スケジュールについて改めてご説明いただくことになっておりますけれども、とりあえず、次回については、札幌市内のアイヌ民族の方々からお話を伺って、アイヌ民族の置かれている実情についての認識を深めてまいりたいと思います。もちろん、この委員会にもアイヌ民族の立場でご参画いただいておりますが、できるだけ多くのアイヌ民族の方々のご意見を伺った上で検討を進めていくためにそういう機会を次回に設けたいと考えております。

その点も含めて、今後の日程について、事務局からご説明をお願いします。



## 5 . 連絡事項

事務局（高森部長） それでは、今後のスケジュールについてお話をさせていただきます。

今回は、先ほど委員長からお話でしたが、市内のアイヌ民族の方々からヒアリングと申しますか、現状などについていろいろお話を伺いながら、委員の皆さんと意見交換と申しますか、お話し合いをしていただければと思っております。

8月の初めころを予定しておりますが、詳しい日程につきまして改めて調整させていただきたいと思っております。

それから、全体の日程でございますが、資料4にあるとおり、非常にタイトな日程になっております。ただ、アイヌ施策の問題は、先ほどからいろいろお話が出ておりますとおり、中身が非常に複雑なところもありますし、我々の方でも、ここでのご意見を踏まえながら関係部局と協議をして、どこまでまとめられるかという部分もありますので、この日程どおりいくかどうかはなかなか難しい面があると思っておりますが、今のところ、できれば3月までは計画を策定したいと考えております。

当然、審議の状況、あるいは中身の状況によりまして日程に変更が生じるということで、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど、この「アイヌ民族：歴史と現在」という冊子のお話がありましたが、昨年、国会で決議が可決された後、本州のいろいろな都市から、アイヌ民族の歴史や現状がわかるようないいものがないだろうかという話がありまして、私どもでいろいろ探したところ、やはりこれが一番いいのではないかとということで、機構に無理を言ひまして、指定都市が多かったのですが、各市に5冊くらいずつ、問い合わせのあったところにお送りさせていただきました。昨年は、そういう意味でアイヌ民族への関心が非常に高まった年であったと思ひます。ことしも、今、国の方での懇談会でいろいろ論議をされておりますので、また各地から問い合わせがあるかと思ひますが、そういうときにはこれを参考にさせていただければと考えている次第です。

日程の説明と、ちょっと余計なことを言ひましたが、私どもからの説明は以上でございます。

常本委員長 ありがとうございます。

## 6 . 閉 会

常本委員長 それでは、ちょうど予定の時間が来ましたので、本日の会議は以上をもちまして閉会とさせていただきますと思ひます。

長時間、ありがとうございます。

また、今後ともよろしくお願ひいたします。

以 上→